

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 計量器の定期検査を実施する件 五〇三
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 五〇四
- 公有水面埋立てについて免許の出願があった件 五〇四

公 告

- 砂利採取業務主任者試験を実施する件 五〇五
- 落札者を決定した件 五〇六
- 福島県病院局 五〇七
- 随意契約の相手方を決定した件 五〇七

告 示

福島県告示第六百七十三号
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
 平成三十年八月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
白河市表郷、大信及び東を除く。）	非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同	一〇月二日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から	白河市役所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日	検査場所
白河市（表郷、大信	非自動ばかり、分銅及びおもり	一一月一日から一二月二	福島県計量検定
右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月五日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月一〇日から一一月九日まで（火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	同
右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月四日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同
右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月三日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同

及び東を除く。）

一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年八月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 解除予定保安林の所在場所

双葉郡浪江町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百七十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第二項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり免許の出願があった。同法第三条第一項の規定により、この出願に係る関係書類を福島県土木部土木総室土木総務課用地室、福島県相双建設事務所及び大熊町企画調整課に備え置いて平成三十年八月三十一日から三週間縦覧に供する。

平成三十年八月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 出願者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力ホールディングス株式会社

神奈川県鎌倉市津西二丁目八番十一号 代表執行役社長 小早川 智明

二 出願の年月日

平成三十年七月十八日

三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十五の地先公有水面

2 区域

次の地点のうち、一一一地点と一一六の地点を結ぶ平成二十四年四月二十日付け福島県指令第五百十六号で免許された埋立地の境界線、一一一の地点から三一七の地点までを順次に結ぶ線及び三一七の地点と一一六の地点を順次に結んだ線により

囲まれた区域

三一一の地点 夫沢二等三角点（北緯三七度二分四九・九六六二八秒、東経一四一度〇〇分一八・九八一六七秒）から六五度一四分三一秒二八五

八・五二〇メートルの地点

三一二の地点 三一一の地点から九〇度〇分〇秒六〇・三一一メートルの地点

三一三の地点 三一二の地点から一八〇度〇分〇秒二七・五五〇メートルの地点

三一四の地点 三一三の地点から一七八度四分二五秒九八・三七八メートルの地点

点

三一五の地点 三一四の地点から一七八度五二分五一秒二四七・〇四九メートルの地点

の地点

三一六の地点 三一五の地点から一八一度一九分〇秒九八・六一二メートルの地点

点

三一七の地点 三一六の地点から一七九度二八分五二秒二・八三八メートルの地点

点

一一六の地点 三一七の地点から二八四度三八分一八秒〇・三二五メートルの地点

点

一一五の地点 一一六の地点から三五九度二九分一八秒二・七六〇メートルの地点

点

一一四の地点 一一五の地点から一度一九分一秒九八・六一〇メートルの地点

一一三の地点 一一四の地点から三五八度二五分五一秒二四七・〇四〇メートルの地点

の地点

一一二の地点 一一三の地点から三五八度四分二五秒九八・〇八六メートルの地点

点

一一一の地点 一一二の地点から二六九度三八分四一秒六〇・〇二二メートルの地点

点

3 面積

千八百十三・六一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積

1 位置

双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十三及び二十五の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一七の地点と一七の地点とを結んだ線により囲まれた区域

一の地点 夫沢二等三角点（北緯三七度二分四九・九六六二八秒、東経一四一度〇〇分一八・九八一六七秒）から六二度一分二七秒二八五八・七〇一

メートルの地点

二の地点 一の地点から九〇度〇分〇秒二七三・五〇三メートルの地点

三の地点 二の地点から一三〇度〇分〇秒四一三・一九九メートルの地点

四の地点 三の地点から一八〇度〇分〇秒一三四・三一五メートルの地点

- 五の地点 四の地点から二三四度一〇分一秒四二〇・八五五メートルの地点
 - 六の地点 五の地点から二三七度五〇分一秒九九・三一六メートルの地点
 - 七の地点 六の地点から二四二度四分三六秒九五・七八五メートルの地点
 - 八の地点 七の地点から三三三度三九分二六秒一・三七二メートルの地点
 - 九の地点 八の地点から二四二度四分五六秒五九・八五〇メートルの地点
 - 一〇の地点 九の地点から二七〇度〇分〇秒七五・八八七メートルの地点
 - 一一の地点 一〇の地点から〇度〇分〇秒七一・四三三メートルの地点
 - 一二の地点 一一の地点から九〇度〇分〇秒五六・四八〇メートルの地点
 - 一三の地点 一二の地点から四五度八分五〇秒二六・三三八メートルの地点
 - 一四の地点 一三の地点から〇度〇分〇秒三七・四九三メートルの地点
 - 一五の地点 一四の地点から九〇度三分三二秒七一・〇五七メートルの地点
 - 一六の地点 一五の地点から三五八度四分五一秒四三八・七一四メートルの地
点
 - 一七の地点 一六の地点から二七〇度〇分〇秒八六・四五四メートルの地点
- 3 面積 二七万七千九百九十一・二七平方メートル
- 五 埋立地の用途 物揚場及び護岸

(土木総務課用地室)

公 告

公告第九十五号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成三十年八月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 試験日時 平成三十年十一月九日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 福島県庁本庁舎五階正庁（福島県福島市杉妻町二番十六号）
- 三 受験願書の提出期間 平成三十年九月二十五日から十月十二日まで（郵送による場合は、十月十二日までの通信日付印のあるものを有効とする。）
- 四 受験手数料 受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼って納入すること（消印はしないこと。）。
- 五 その他

受験願書等の用紙は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室及び福島県建設事務所（相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所及び県中流域下水道建設事務所を除く。以下同じ。）で配布し、受付は、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室で行う。なお、詳細については、福島県土木部企画技術総室技術管理課建設産業室又は福島県建設事務所にお問い合わせること。

(技術管理課建設産業室)

公告第196号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年 8月31日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 凍結防止剤散布車Ⅰ（3 t級） 1台
 - (2) 凍結防止剤散布車Ⅱ（3 t級） 1台
 - (3) 凍結防止剤散布車Ⅲ（3 t級） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- 5 落札金額
 - (1) 1の(1)に掲げる物品等 20,088,000円
 - (2) 1の(2)に掲げる物品等 20,250,000円
 - (3) 1の(3)に掲げる物品等 21,092,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年 6月29日

（入札用度課）

公告第4号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける病院情報システム更新に係る機器調達・設定等作業業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条の規定により公告する。

平成30年8月31日

福島県立南会津病院長 佐 竹 賢 仰

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
病院情報システム更新に係る機器調達・設定等作業業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する病院の名称及び所在地
福島県立南会津病院 福島県南会津郡南会津町永田字風下14番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年7月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東亜システム株式会社東北営業所 宮城県仙台市青葉区台原二丁目10番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
93,530,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

（事務部（総務））